

納税地	845-0023 小城市三日月町織島2228番地
法人名等	有限会社 九州エコサービス
代表者又は 清算人氏名	代表取締役 関 春義 殿

賀 法 第 773 号

平成26年 9 月 29 日

佐 賀 税 務 署 長
財 務 事 務 官



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
法人税	自平成23年 3月 1日至平成24年 2月29日事業年度 自平成24年 3月 1日至平成25年 2月28日事業年度 自平成25年 3月 1日至平成26年 2月28日事業年度	自平成23年 3月 1日至平成24年 2月29日事業年度から 自平成25年 3月 1日至平成26年 2月28日事業年度まで
復興特別法人税	自平成25年 3月 1日至平成26年 2月28日課税事業年度	自平成25年 3月 1日至平成26年 2月28日課税事業年度
消費税及び地方消費税	自平成23年 3月 1日至平成24年 2月29日課税期間 自平成24年 3月 1日至平成25年 2月28日課税期間 自平成25年 3月 1日至平成26年 2月28日課税期間	自平成23年 3月 1日至平成24年 2月29日課税期間から 自平成25年 3月 1日至平成26年 2月28日課税期間まで
源泉所得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税	自平成23年 4月11日至平成25年 1月31日に法定納期限が到来する源泉所得税
源泉所得税及び復興特別所得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税及び復興特別所得税	自平成25年 2月12日至平成26年 7月10日に法定納期限が到来する源泉所得税及び復興特別所得税
	以上	

備考	
----	--